

事前評価調書

I 事業概要									
事業名	道路事業								
地区名	一般県道 <small>さかうえはなざわ</small> 坂上花沢線								
事業箇所	豊田市 <small>さかうえ</small> 坂上町								
事業のあらまし	<p>一般県道坂上花沢線は、豊田市坂上町から花沢町に至る延長 9.4km の路線であり、豊田市中心部に向かう一般国道 301 号に接続する、当該地域における幹線をなす重要な路線である。また、沿線に豊田市総合野外センターがあり、アクセスルートとして多くの大型バスが利用している。</p> <p>当該事業区間では、線形不良な 1 車線道路となっており、幅員狭隘で車のすれ違いも困難であり、見通しが悪いことから交通安全の面で課題となっている。</p> <p>このため、自動車のすれ違い困難区間における自動車の安全性・走行性向上を主な目的として、一般県道坂上花沢線の現道拡幅を実施するものである。</p>								
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>(1) 山間・離島対策（自動車のすれ違い困難区間における自動車の安全性・走行性向上）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>								
事業費	事業費	内訳							
	9.8 億円	■工事費 8.6 億円、■用補費 0.9 億円、■その他 0.3 億円							
事業期間	採択予定年度	2021 年度	着工予定年度	2022 年度	完成予定年度	2028 年度			
事業内容	現道拡幅（延長：0.4km、車線数：2 車線、幅員：7.0m）								
II 評価									
①事業の必要性	1) 必要性	(1)山間・離島対策（自動車のすれ違い困難区間における自動車の安全性・走行性向上） ・線形が不良なため見通しが悪く、狭隘な区間で車両のすれ違いが困難であることから、円滑な交通の妨げとなっている。							
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>・自動車のすれ違い困難区間における自動車の安全性・走行性向上のため、事業実施の必要性がある。</p>						
②事業の実効性	1) 事業計画	【事業計画】							
	工種区分	調査・設計	←→						
		用地補償	←→						
工事			←→						
・土工			←→						
・擁壁工				←→					
・舗装工							←→		
事業費（億円）		5.2			4.6		9.8		

判定	2) 地元の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・「松平地域まちづくり対策協議会」より早期整備の要望を受けている。 ・近隣の住民に対して、事業説明会を開催し、地元の合意形成を図っている。
	A	<ul style="list-style-type: none"> A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
【理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な事業環境が整っており、計画の実行性が確保されている。 		
Ⅲ 対応方針（案）		
事業実施が妥当である	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施が妥当である。：上記①、②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。 	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>交通量（全車、大型車）、旅行速度、混雑度</p>		